

令和 2 年 9 月 2 4 日

田舎館村役場 厚生課

インフルエンザ予防接種費用助成のお知らせ

村では定期予防接種として**65歳以上の方**のインフルエンザ予防接種に係る費用の助成（全額または一部助成）をいたします。

インフルエンザ予防接種は、接種を義務づけるものではなく、あくまでもご本人の意志に基づいて接種するものですが、予防接種を受け、事前に免疫をつけることは、症状の重症化を防ぐために必要な感染予防対策のひとつです。

予防接種後、免疫効果が出るまで約 2 ～ 4 週間程度かかりますので、下記事項をご確認のうえ、インフルエンザが流行する前の 1 0 月中に接種しましょう。

また、風邪やインフルエンザ対策として、手洗いやうがいは、毎日の生活の中に習慣づけることが大切です。

記

1. 助成対象者

接種費用の助成対象者は、田舎館村に住所を有し、接種日において 6 5 歳以上の方及び、6 0 歳から 6 5 歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度（身体障害者障害程度等級 1 級程度）の障害がある方です。

2. 接種費用助成期間

令和 2 年 1 0 月 1 日（木）から令和 2 年 1 2 月 3 1 日（木）までです。

3. 自己負担額及び村助成額

自己負担額は、1, 0 0 0 円です。指定医療機関にお支払いください。

村は、接種費用から自己負担額 1, 0 0 0 円を引いた金額（※村助成額）を指定医療機関にお支払いします。生活保護受給者は無料（全額村の負担）です。

※予診の結果、発熱などにより接種出来なかった場合、「予診のみ」として診察料が発生する場合がありますが、全額村の負担となります。

4. 接種場所（別紙参照）

村内医療機関（津軽三育医院）及び村外指定医療機関で接種できます。

5. 接種の方法及び予診票

希望する指定医療機関に事前にご相談のうえ、予約して接種を受けてください。接種日当日は、本人確認ができるもの（保険証、運転免許証など）を持参してください。予防接種時に使用する予診票は、指定医療機関に配布していますので、各項目について接種前に記入してください。

6. 接種回数

1回接種となります。

7. 他のワクチンとの関係

インフルエンザワクチン接種前に、生ワクチンの接種を受けた方は、通常27日以上の間隔を、不活化ワクチンの接種を受けた方は、通常6日以上の間隔を、それぞれ空けてインフルエンザワクチンの接種を受けてください。

8. ワクチンの効果と副反応

ワクチンの接種により、インフルエンザの感染を予防したり、感染しても症状が軽くすみます。そのため、インフルエンザによる重症化や死亡を予防する効果が期待されます。

ワクチンの接種後は、接種した部位が赤くなったり、硬くなったりすることがありますが、通常2～3日で消失します。発熱や頭痛、悪寒、倦怠感などの症状が見られることもあります。また、非常にまれですが、ショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難など）やけいれん、肝機能障害、喘息発作などの重大な副反応が見られることがありますので、異常な症状が出た場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

9. 予防接種を受ける時の注意

①インフルエンザワクチンの必要性や副反応について不明な点がある場合は、接種を受ける前に医師に相談しましょう。

- ②受ける前日は入浴（またはシャワー）をして、体を清潔にしましょう。
- ③当日は、体調をよく観察して、ふだんと変わったところのないことを確認してください。
- ④清潔な着衣をつけましょう。
- ⑤予診票は医師への大切な情報です。正確に記入するようにしましょう。

1 0． 予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱のある方（37.5℃以上の方）。
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方。
- ③過去に、インフルエンザワクチンに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがある方または他の医薬品投与などでアナフィラキシーを起こしたことがある方は、予防接種を受ける前に医師にその旨を伝えて判断を仰いでください。
- ④その他、医師が予防接種を受けることが不相当と判断した方。

1 1． 予防接種を受ける場合、医師とよく相談しなくてはならない方

- ①心臓血管系疾患、腎臓病、肝臓病や血液の病気などの方。
- ②カゼなどのひきはじめと思われる方。
- ③前に予防接種を受けたときに、2日以内に発熱、発しん、じんましんなどの異常がみられた方。
- ④薬の投与または食事（鶏卵、鶏肉など）で皮膚に発しんが出たり、体に異常をきたしたことがある方。
- ⑤今までにけいれんを起こしたことがある方。
- ⑥過去に本人や近親者で先天性免疫不全と診断されたことがある方。
- ⑦家族の中で、麻しん（はしか）、風しん、おたふくかぜ、水痘（みずぼうそう）などの病気が流行している時で、まだその病気にかかったことがない方。
- ⑧気管支喘息のある方。

1 2． 予防接種を受けた後の注意

- ①インフルエンザワクチンを受けたあと 30 分間は、病院にいるなどして様子を観察し、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ②インフルエンザワクチン接種後、24 時間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。
- ④接種当日は接種部位を清潔に保ち、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

- ⑤万一、高熱やけいれんなどの異常な症状が出た場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

1 3. その他

接種費用助成期間中に、助成対象者の方が指定医療機関または指定医療機関外で、村の接種費用助成を受けず全額自己負担で接種した場合は、インフルエンザ予防接種助成金給付の対象となります。

その際は、①インフルエンザ予防接種をしたことがわかる領収書、②助成金口座振込用の通帳、③印かんをご用意のうえ、令和3年1月8日（金）までに、田舎館村役場厚生課健康推進係に申請してください。

問い合わせ先

田舎館村役場 厚生課健康推進係 電話 5 8 - 2 1 1 1 内線 1 5 2、1 5 3